

# GUI画像デザインの中国での 意匠特許保護と現状

相 澤 良 明\*

**抄 録** 中国でも2014年5月1日より表示装置のGUI画像デザインの意匠特許権での保護が開始された。2014年末までに409件の出願が登録され、公告公報が発行された。本稿では、従来意匠特許権の登録対象外とされていたGUI画像デザインを保護するための特許審査基準の改正の経緯と概要、2014年に登録されたGUI画像デザインに関する意匠特許の分析、日本との相違点、及び有効な権利とするための出願時の注意点について紹介する。

## 目 次

1. はじめに
2. 改正の経緯
  2. 1 特許審査基準の改正内容
  2. 2 登録可能なGUI画像デザイン
  2. 3 登録できないGUI画像デザイン
  2. 4 日本との相違点
3. 2014年度GUI関連登録意匠特許分析
  3. 1 月次登録推移
  3. 2 分類別登録分布
  3. 3 製品別登録分布
  3. 4 意匠特許取得者ランキング
  3. 5 登録例からみる日本との違い
4. GUI画像デザイン意匠出願時の注意点
5. 類否判断と侵害判断
6. おわりに

## 1. はじめに

グラフィカル・ユーザー・インターフェイス<sup>1)</sup> (以下、GUIという)は、携帯電話、パソコン、テレビ、ビデオ、コントロール端末などの電子製品で広く使用されており、今や、市場での成功の成否を決定する大きな要因とまで言われている。

中国企業のGUI開発に対する投資は拡大して

おり、中国政府のGUI創作やイノベーションの奨励、創作者の保護に対する制度改正が進んでいる。

2014年5月に特許審査指南(以下、特許審査基準という)が改正されたことで、画像デザインの創作者は、著作権による保護だけでなく、特許法上の保護や報奨を受けることができるようになった。現在改正中の著作権法においても創作者に対する報奨規定が草案に追加されており、創作者の保護は一層推進されている。

こうした背景から、中国では商品の差別化、質の高い意匠特許権による製品の保護に加えて、創作者の保護の観点からもGUI画像デザインに関する意匠特許出願が急増している。

## 2. 改正の経緯

従来の特許審査基準には「意匠特許権を付与しない場合：電源入力後に製品に表示されるデザイン。例えば、デジタル時計の表示装置に表示された図案、携帯電話の表示装置に表示された図案、ソフトウェアのインターフェイスな

\* 上海華誠律師事務所 Watson & Band Law Offices, 知的財産権総監 Yoshiakira AIZAWA

ど。」という規定や、「製品のデザインは固定され可視的でなければならず、一時的に見える、或いは特定の条件においてのみ見えるものであってはならない。」との規定があった。中国国家知识产权局（SIPO）は、これらの規定がGUI画像デザインを含む製品を意匠特許で保護することを阻害し、また創作者の創作意欲や製品のイノベーションを阻害していると判断し、特許審査基準を改正することとした。

中国国家知识产权局は、2013年3月に特許審査基準の改正作業に着手し、同年10月22日に改正案を公表した。その後、意見募集を経て、2014年3月12日に改正を公示し、2014年5月1日に改正特許審査基準を施行した。労働節の連休明けの5月4日に改正特許審査基準下での意匠特許出願の受理を開始し、8月13日に最初の登録意匠特許が発行された。12月末までに合計409件の登録意匠特許が発行されている。

## 2. 1 特許審査基準の改正内容

改正内容の主なポイントは下記の5点であり、保護対象、出願要件、または創作性の判断に関するものである。

### (1) 非登録対象から特定条件下でのみ可視の意匠の登録禁止を削除

改正では、特許審査基準の第1部第3章7.2節に記載されたデザインの要件から「製品のデザインは固定的で可視的でなければならず、一時的に或いは特定の条件でのみ見えるものであってはならない。」が削除され、GUI画像デザインの保護が可能となった。

### (2) 非登録対象から機能を具現化しない意匠を除外

改正では、特許審査基準の第1部第3章7.4節に「(11) ゲームの画面及びインターフェイス（人とコンピュータの相互作用）とは無関係、

或いは製品の機能の実現とは無関係である製品の表示装置に表示されるデザイン。例えば、電子スクリーン壁紙、ブート画面とシャットダウン画面、ウェブサイト・ウェブページのグラフィックレイアウト。」が追加され、GUI画像デザインとして保護しない対象が明確化された。

人とコンピュータの相互作用（中文：人机交互）とは、人がGUI上の所定の場所をクリックやタッチ、その他の手段で操作することにより所定の相互作用が発生し、命令などの情報が順次処理され表示されるプロセスを指している。製品の機能の実現（中文：实现产品功能）とは、製品自身の機能や機能を実現するためのプロセスが実現することを指しており、例えば、インターネットのサイトや該当ページへの接続などがこれに相当する。GUI画像デザインの意匠特許権の登録対象となるためには、この相互作用と機能の実現の両方を同時に満足していなければならない。

### (3) 出願図面でのGUI画像デザインの特定

改正では、特許審査基準の第1部第3章4.2節に「GUIを含む製品の意匠の場合、製品全体の意匠図面を提出しなければならない。GUIが動的デザインの場合、出願人は少なくとも1つの状態を示している前記製品全体の意匠図面を提出しなければならない。その他の状態についてはキーとなるフレームの図面のみを提出すればよいが、提出する図面は動的デザインの動きの変化を一意に特定できるものでなければならない。」が追加され、GUIを含む製品の特定と主要なGUI画像デザインを特定できる出願図面の提出が必要となった。

### (4) 意匠の簡単な説明の記載要件にGUI画像デザインと製品の関係を追加

改正では、特許審査基準の第1部第3章4.3節に「(7) GUIを含む製品の意匠特許出願の場

合、必要に応じて、GUIの用途、製品中のGUIの領域、インターフェイス（人とコンピュータの相互作用）の方法及び変化状態などを説明する。」が追加され、GUIの用途、製品中におけるGUIの領域、GUIの動作や変化についての説明の提出が必要となった。

#### (5) 無効審判におけるGUIの創作性判断

改正では、特許審査基準の第4部第5章6.1節に「(5) GUIを含む製品の意匠に関して、係争特許のそれ以外の部分のデザインが慣用設計（業界で標準的に使用される設計）である場合、そのGUIは全体の視覚効果に対して、より顕著な影響がある。」が追加され、意匠特許権の類否判断におけるGUIに対する有効性やGUIを表示する製品のデザインが慣用設計である場合の有効性に対する判断のポイントが明確化された。

## 2. 2 登録可能なGUI画像デザイン

2014年4月に開催された国家知識産権局の「特許審査基準改正説明会」では、具体的に次のような製品のGUIが登録対象と紹介されている。

#### (1) 機器専用のGUIをもつ製品

- ・デジタル機器（電話、携帯電話、音響機器、カメラなど）
- ・学習娯楽機器（楽器、学習装置、ゲーム機など）
- ・健康医療機器（診断装置、運動器機器、美容機器など）
- ・電子機器や工業設備（印刷機、電子工具、加工設備など）
- ・家電機器（電子レンジ、炊飯器、空調機器、洗濯機など）
- ・事務機器（複写機、プロジェクターなど）
- ・計器など表示機器（自動車用表示装置、時計など）
- ・設備用表示機器（エレベーター操作表示板

など）

#### (2) 標準的操作システムのGUIをもつ製品

- ・標準的操作画面をもつ携帯電話
- ・標準的操作画面をもつコンピュータや端末など

#### (3) ソフトウェア・アプリケーションのGUIをもつ製品

- ・通信アプリケーションをもつ携帯電話
- ・通信アプリケーションをもつコンピュータや端末
- ・映像音響アプリケーションをもつ携帯電話や電子機器
- ・辞書アプリケーションをもつ携帯電話や電子辞書
- ・ブラウザ（表示アプリケーション）をもつ携帯電話や電子機器
- ・写真のアプリケーションをもつ携帯電話や電子機器
- ・映像の編集アプリケーションをもつ電子機器

なお、上記アプリケーションで表示される映像などの画像内容は対象外。

#### (4) ウェブアプリケーションのGUIをもつ製品

- ・ウェブアプリケーションのGUIをもつコンピュータや電子機器

#### (5) アイコンをもつ製品

- ・アイコンがGUIとなっている電子機器や通信機器

なお、アイコンのみは保護の対象とならないが、製品と共に出願された場合、アイコン或いは画面表示の内容が保護の対象となる。

## 2. 3 登録できないGUI画像デザイン

次のような製品のGUIは登録対象外と紹介さ

れている。

- ・ウェブサイトの画面レイアウトをもつ製品
- ・電子壁紙やスクリーンセーバーをもつ製品
- ・ブート（起動）画面をもつ製品
- ・ゲーム用のGUIをもつ製品

## 2. 4 日本との相違点

日本では1993年3月31日に「液晶表示等に関するガイドライン」が公表され、液晶画面の表示部の意匠の登録が認められることとなった。2002年2月には「液晶表示等に関するガイドライン（部分意匠対応版）」が公表され、液晶画面上の画像デザインが部分意匠としての出願規定の要件を満たすことが明確化された。その後、2006年の改正意匠法では、意匠の定義に画面上の画像デザインに関する規定が追加され、2007年に意匠審査基準が改正されて、画面上に表示する画像の意匠における法的保護制度が確立した。なお、諸外国と日本とで保護対象の範囲に違いがあるため、日本の特許庁は第24回意匠制度小委員会で画像デザインの保護対象の範囲の改正を検討しているところである。

中国の特許審査基準の改正における議論が公表されていないため、改正による保護対象の範囲を特定することができないが、日本の意匠審査基準<sup>2)</sup>の74.1(2)の要件の(ii)は、中国との大きな違いとなる。つまり、次の記載の部分である。

「74.1 意匠法第2条第2項に規定する製品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合と認められる画像について

(2) 製品の表示部に表示される画像が、以下の(i)及び(ii)の要件を満たすこと；(i) 省略；

(ii) その製品に予め記録された画像であること。」

従って、日本では製品の表示部に表示される画像は、製品の出荷時に予め記録された画像で

ある必要があり、テレビ番組の画像、インターネットの画像などのように、外部と接続或いは後から接続することにより表示されるものは、意匠を構成するとは認められない。また、別に販売されるソフトや当初組み込まれていたソフトのアップデートなどをインストールすることで表示されるものについても、同様に意匠を構成しないと判断される。

一方、中国では、2.2節で紹介したGUI画像デザインの(2)、(3)、(4)及び(5)のように、外部との接続や後からインストールすることで表示されるGUI画像デザインも登録可能であり、また後述3.5節の登録例にもそうした意匠特許が含まれることから、この点が日本と中国の大きな違いと考えられる。

## 3. 2014年度GUI関連登録意匠特許分析

### 3.1 月次登録推移

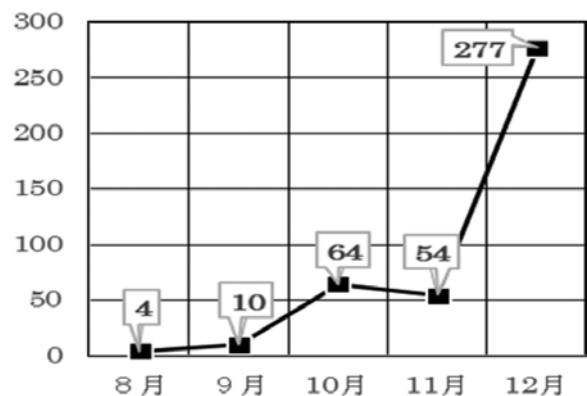


図1 2014年度月次登録件数推移

中国国家知識産権局は、2014年5月からGUI画像デザインの意匠特許出願の受理を開始し、3か月後の8月13日には、最初の登録意匠特許公報4件を発行している。図1に示すように、GUI画像デザインの意匠特許出願の受理開始後7カ月が過ぎ、初級審査の終了した出願が順調に登録されている。なお、中国での登録までの平均的期間は8カ月である。

### 3. 2 分類別登録分布

表1 2014年度分類別登録件数分布

意匠分類	件数	構成比
10-02 時計及び腕時計	6	1.5%
10-04 その他の測定機器	4	1.0%
14-01 AV記録・複製機器	5	1.2%
14-02 データ処理機器	170	41.6%
14-03 通信制御機器	216	52.8%
20-01 自動販売機	1	0.2%
23-04 換気・空調機器	6	1.5%
31-00 飲食物調理機器	1	0.2%

中国では、日本意匠分類とは異なるロカルノ分類が採用されている。表1は2014年度に発行された意匠特許を分類別に整理したものである。日本ではGUI画像デザインに分類記号“W”を付与しているが、中国では“14-04”を参考分類として付与している。この点については特許審査基準等に記載がないが、運用で行われている模様である。

### 3. 3 製品別登録分布

表2 2014年度の製品別登録件数分布

意匠製品名	件数	構成比
時計	6	1.5%
計器盤	4	1.0%
記録再生装置	4	1.0%
テレビ	22	5.4%
コンピュータ	96	23.5%
タブレット型コンピュータ	46	11.2%
携帯電話	175	42.8%
リモコン機能付き携帯電話	17	4.2%
表示端末	26	6.4%
入出力端末	4	1.0%
空調機器	4	1.0%
設備	5	1.2%

表2は、登録されたGUI画像デザインを物品から理解しやすいように分類したものである。

携帯電話の機能に関するGUI画像デザインが全体の約半数を占めている。携帯電話の登録例には、関連装置を操作するためのリモコン機能やコントロール機能に関するGUI画像デザインが含まれる。他に、テレビやディスプレイパネルで特定の機能を操作するための画面、時計の文字盤、自動車の計器盤、空調機や端末の表示パネルなど、比較的幅広く登録されている。

以下に、いくつかGUI画像デザインの登録意匠特許の代表的な例を掲載する（図2～図11）。



登録番号：ZL2014301145526  
登録日：2014.08.13  
意匠分類：14-03；14-04  
意匠名称：GUIをもつ携帯電話（帯図形ユーザー界面的手机）

図2 携帯電話



登録番号：ZL2014302652570  
登録日：2014.12.17  
意匠分類：14-03；14-04  
意匠名称：操作画面をもつテレビ

図3 テレビ

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。



登録番号：ZL201430270271X  
登録日：2014.12.31 意匠分類：14-02；14-04  
意匠名称：判定支援画面をもつコンピュータ

図4 コンピュータ



登録番号：ZL2014302400550  
登録日：2014.12.10  
意匠分類：10-04；14-04  
意匠名称：GUIをもつ自動車用計器盤

図7 計器盤



登録番号：ZL2014301301666  
登録日：2014.12.03 意匠分類：14-02；14-04  
意匠名称：インターネットビデオコントロール画面をもつタブレット型コンピュータ

図5 タブレット型コンピュータ



登録番号：ZL201430120388X  
登録日：2014.10.22  
意匠分類：10-02；14-04  
意匠名称：GUIをもつ文字盤

図8 時計文字盤



登録番号：ZL2014302178118  
登録日：2014.12.03  
意匠分類：14-02；14-04  
意匠名称：マルチメディア操作画面をもつ端末

図6 表示端末



表示画面拡大図

登録番号：ZL201430115118X  
登録日：2014.12.31 意匠分類：23-04；14-04  
意匠名称：GUIをもつ空調機

図9 空調機器



登録番号：ZL2014303352060  
登録日：2014.12.31  
意匠分類：20-01；14-04  
意匠名称：GUIをもつ映画券売機

図10 設備



登録番号：ZL2014301698223  
登録日：2014.10.22  
意匠分類：31-00；14-04  
意匠名称：GUIをもつ食品加工機

図11 設備

### 3. 4 意匠特許取得者ランキング

表3 2014年度意匠特許取得者ランキング

順	出願人	件数
1	北京奇虎科技（有）； 奇智軟件（北京）（有）	81*
2	北京奇芸世紀科技（有）	54
3	北京暢游天下網絡技術（有）	50
4	広州金山網絡科技（有）	21
5	天脉聚源（北京）伝媒科技（有）	19
6	深圳市金立通信設備（有）	18
7	阿里巴巴集团控股（有）	18
8	北京酷我科技（有）	17
9	可牛網絡技術（北京）（有）	11
10	北京金山網絡科技（有）	9

注：（有）は有限公司の略，\*は共有

表3は2014年度にGUI意匠登録を取得した企業のランキングである。なお，外国企業は三星

電子（3件），日立アプライアンス（2件）の2社のみである。なお，ランキング外であるが，中国の注目企業としては，青島海信，珠海格力，美的集团(Midea)，青島海尔(Haier)，深圳中興(ZET)，聯想(Lenovo)，騰訊(Tencent, QQ)，百度(Baidu)などがある。注目する点は，製品のメーカーよりもインターネット事業者やソフトウェア・アプリケーション開発会社の出願が多いことである。

### 3. 5 登録例から見る日本との違い

2014年のGUI画像デザインの意匠特許には，以下のように後から導入するソフトウェアや汎用機で機能を利用する登録例がある（図12，図13）。こうした出願は日本での登録は難しいと考えられる。



登録番号：ZL2014303147390  
意匠名称：空気清浄機リモートコントロール画面をもつ携帯電話

図12 携帯電話



登録番号：ZL2014301569468  
意匠名称：車の特徴識別画面をもつ表示設備

図13 表示端末

## 4. GUI画像デザイン意匠出願時の注意点

特許審査基準の改正に基づき、GUI画像デザインを意匠特許出願するときの主な注意点を確認する。

### (1) 意匠の名称

意匠の名称として製品の名称を用いる場合、GUI画像デザインを特定する用語を製品名に付加する。例えば、製品名がカメラであれば「GUI操作画面をもつカメラ」とする。

GUIの内容のみの名称では製品が特定できず、意匠分類の付与ができない。また、製品名のみの名称では、GUI画像デザインの保護を求めているのか、製品自体の保護を求めているのか不明確である。初級審査時に不明確な点に対する補正通知を受けないよう事前に対策しておく。

一方、携帯電話などの特定の製品の名称としない場合、「携帯端末」や「移動端末」のような表現とすることもできるが、できるだけ上位概念の製品名称としないようにと中国知識産権局は指導している。

### (2) 出願図面

2.1節(3)項で述べたように、特許審査基準によれば、製品の全体を示す図面を提出しなければならないが、部分意匠制度が無いため、基本的に、実線による6面図或いは斜視図を含めた7面図を提出することとなる。

参考例として、出願で求められる基本的事項に従っている意匠特許201430231709.3（阿里巴巴集団）を掲載する（図14、図15）。



正面図 上下左右側面と背面図

図14 携帯電話



使用状態1 使用状態2 使用状態3 使用状態4

図15 GUI画像の変化

単なるGUI画像デザインのレイアウトは保護されないため、図14に示すように、実線や写真で製品の形状を示す6面図を提出する。その基本図面の一つに、主要なGUI画面デザインの状態図を含める。基本図面に不特定の映像、写真、文字、データなどの内容がある場合は、それらを削除する。こうした内容は使用状態図や参考図に含めることができる。なお、審査意見に対応するため画像デザインの内容を削除する場合、GUI画像デザインの要素となる部分は削除しないように注意する。表示される領域が狭く、GUIの内容を判断することが難しい場合、GUI部分の拡大図を追加することができるが、GUIの各辺の拡大比を一致させる必要がある。また、見えない部分は省略できる。

その他のGUI画像デザインの変化状態は、図5に示すように使用状態図に含め、変化の動きが一意に特定できるように連番を振る。



### (3) GUI画像デザインの特定

2.1節(4)で説明したように、GUI画像デザインについての説明を含めなければならない。例えば、次のように記載することで、必要な要件に対応する。

#### 記載例

製品の用途：商品进行分类・表示し利用者を支援のものであり、利用者が好む商品の表示や取引を支援する。

設計の要点：表示画面のGUI内容にある。

設計の要点を最も良く表す図面：正面図である。

GUI設計の概要：使用状態図1から4は主画面で選択した項目に従いそれぞれの表示画面に移動したのちに表示される動画表示画面である。

### (4) 製品の違いと類似意匠

中国での意匠の単一性の定義はあいまいであり、初級審査の対応は一定ではないが、権利行使の観点から出願方法をいくつか選択すべきである。

GUI画像デザインを意匠出願する場合、日本では部分意匠とすることが一般的であり、製品外観を特定しない。中国では、部分意匠が認められないために、作図上、製品の外観を実線で示さなければならない。そのため、製品の違い、その外観の違いやGUI画像デザインを意識して、別出願とするのか、類似意匠特許出願<sup>3)</sup>とするのかを検討することが求められる。

製品の違いがある場合は、図16に示すように、例えばコンピュータ及びタブレット型コンピュータ（或いは情報端末）の2つの出願とする。製品が同一或いは類似し、GUI画像デザインに違いがある場合は、類似意匠特許出願とすることができる。なお、権利行使においては無効取消を受けることが予想されるため、権利の保全を条件とする場合はGUI画像デザインごとに別出願とすることもできる。



コンピュータ      タブレット型コンピュータ

図16 同一GUI画像デザイン別製品

### (5) 創造性<sup>4)</sup>

公知のGUI画像デザインの特徴の組合せのため明確で独特な特徴がない場合、無効となる可能性がある。公知意匠の単純な組合せや単純な基本形状やその変形、或いは他の種類の製品の意匠の転用は創作容易と判断される。

### (6) GUI画像デザイン出願の優先権主張

既に知られていることであるが、日本の部分意匠出願を中国で優先権主張する場合、図17に示すように、破線を実線にすることで問題なく手続きができる。しかし、異なる外観の製品の保護ができないため、必要に応じて追加の出願で非類似製品を保護することが必要である。

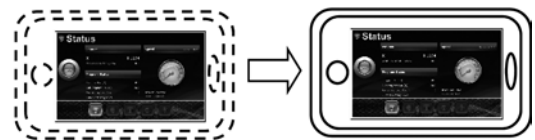


図17 部分意匠の対応

ヨーロッパやアメリカでは、図18に示すように、製品の外観を伴わない意匠出願が認められている。こうした出願の優先権主張は中国の実務では認められないため、基礎となる出願や対象製品が公開される前に中国で出願することが望ましい。なお、基礎出願がGUIのみを対象とする名称の「電子機器用のGUI図面」である場合、「GUI画面をもつ電子機器」の名称で優先権主張することも認められていない。



図18 製品外観を伴わない出願例

## 5. 類否判断と侵害判断

改正された特許審査基準では、2.1節(5)で説明したように、GUIを含む製品意匠特許出願におけるGUI以外の意匠部分が常用意匠（その製品で標準的な意匠）である場合、そのGUIは全体の視覚効果において、より顕著な影響があることが明確にされた。国家知識産権局は、これ以外の部分に変更はないとの立場を示している。

意匠の類否判断では、製品の種類の確定と顕著な効果の確定の2つのステップを踏む。

製品の類否の確定では、種類と外観から判断することが基本であり、次いで製品の用途を基準とする。多用途製品中の一部の用途が同一ならば両者は類似製品に属する。意匠公報に記載される簡単な説明にGUIの用途があればそれを参酌する。

顕著な効果の確定では、GUI以外の部分に標準的設計手法（常用意匠）が用いられている場合、GUIは全体の視覚効果において、より顕著な影響があると判断し、相違点が単に局部的で僅かな変化の場合、全体の視覚効果に顕著な影響がないと判断する。同一製品の多数の操作画面や多数の操作アイコンがあれば考慮に入れる。

侵害判断では、製品が同一で外観の特徴が同一か類似である場合、主にGUI画像デザインの特徴を比べて侵害判断をする。一方、製品の外観の特徴が違う場合、製品部分とGUI画像デザイン部分のそれぞれの類否を判断する。

従って、製品や販売方法は製品ごとに個別であるため、1つの結論はないが、こうした類否判断がされることを前提に出願戦略を立てるこ

とが肝要である。

## 6. おわりに

中国でのGUI画像デザインに対する意匠特許保護は、制度改正の十分な議論が公表されず導入されていることや、単純新規性審査を伴う初級審査により登録されることから、日本企業には不安な部分が多いと思われる。しかし、登録例が示すように、中国での画像デザインに対する登録範囲は、日本での画像デザインに対する登録範囲よりも広い現状もある。中国の弁護士は権利行使に難しさがあると指摘しているものの、日本企業はGUI画像デザインの意匠特許を取得し、製品の保護や侵害対策で有効に活用することができるかと筆者は考える。

権利行使の局面からは著作権との二重保護があるものの、中国特有の行政取締においては、著作権局よりも知的産権局による意匠特許権での権利行使の方が具体的でやりやすいと言える。また、侵害訴訟であっても意匠特許権の方が侵害対比分析など比較的容易に進めることができる。

一方、冒認出願に対応する場合、著作権に依存すると、公開の立証などの負担が生じることになるが、意匠特許であれば、公知文献である意匠特許公報を用いて、簡単に対応することができる。

ところで、電子情報技術の急速な進展に伴い、中国国内での製品の設計開発が増加しているが、意匠特許は、現地法人での職務創作の適切な保護や奨励の面からも有効であるので、総合的に見て、GUI画像デザインの意匠特許を活用することのメリットは多いと言える。

### 注 記

- 1) Graphical User Interface, 中国語では「图形用户界面 (Túxíngyònghùjièmiàn)」であり、繁体字では「图形用戶界面」である。

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

- 2) 日本特許庁 意匠出願審査基準（平成18年改正対応版）第4章 画像を含む意匠 p.125
- 3) 2009年10月の特許法改正で導入された類似意匠出願は出願形態の1つで、同日同一出願を基本とし、一出願に10意匠を含めることができる。類似意匠は全て1つの登録番号で管理され、個別に放棄などの対応はできない。また、中国では同日に出願しないと抵触出願と見做され、同一出願人でも回避できない。（中国特許法第31条2項、第23条1項）
- 4) 2009年10月の特許法改正で導入された創作性とは「特許権を付与する意匠は先行する意匠、或いは先行の意匠の特徴の組合せと比べて、明らかな差異がなければならない。」ことを言う。（中国特許法第23条2項）

（原稿受領日 2015年1月25日）

